

付 録

I 環境基準

II 参考資料

III 用語集

I 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

	二酸化硫黄 SO ₂	一酸化炭素 CO	浮遊粒子状物質 SPM	二酸化窒素 NO ₂	光化学 オキシダント Ox	微小粒子状物質 PM2.5
環境基準	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時 間 値 が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間 平 均 値 が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.10 mg /m ³ 以下であり、かつ、1 時間値 が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日 平 均 値 が 35 μg/m ³ 以下であること。
長期的評価	1 日の平均値の 2 % 除 外 値 が 0.04ppm 以下	1 日の平均値の 2 % 除 外 値 が 10ppm 以下	1 日の平均値の 2 % 除 外 値 が 0.10 mg/m ³ 以下	1 日平均値の 98 % 値 が 0.06ppm 以下		長期基準 1 年 平 均 値 が 15 μg/m ³ 以下 有効測定日が年 250 日以上必要
	年間ににおける 1 日平均値のうち、高いほうから 2 % の範囲にあるものを除外した後の最高値（2 % 除外値）を環境基準として評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。			年間における 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当するもの（98% 値）を環境基準と比較して評価する。		短期基準 1 日 平 均 値 が 35 μg/m ³ 以下 年間ににおける 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（98% 値）と比較して評価
	長期的評価にあたっては、年間ににおける測定時間が 6,000 時間に満たない場合については評価しない。					
短期的評価	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時 間 値 が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 10ppm 以下であり、1 時間値の 8 時間 平 均 値 が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.10 mg /m ³ 以下であり、かつ、1 時間値 が 0.20 mg/m ³ 以下であること。		1 時 間 値 が 0.06ppm 以下であること。	
	1 日の平均値の評価にあたっては、1 日 20 時間以上測定した日（有効測定日）のみ評価の対象とする。					

※一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントは昭和 48 年 5 月 8 日、二酸化硫黄は同年 5 月 16 日、二酸化窒素は昭和 53 年 7 月 11 日、微小粒子状物質は平成 21 年 9 月 9 日に基準値が設定されている。

環境基準	ベンゼン	トリクロロエチレン
	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

（参考）光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。
炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダントの生成防止のための濃度レベルは、午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲とする。

2 ダイオキシン類に係る環境基準

	大気	水質	底質	土壌
環境基準	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1 pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

項目	基準値	測定方法	適用
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	公共用水域
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法	
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法	
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 から 3 までは掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までは定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合、原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合、2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法	
アルキル水銀	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法	
PCB	検出されないこと	付表 4 に掲げる方法	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	

テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 k0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注（2）第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
（備考） 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 5 基準値は令和 6 年 3 月 31 日現在のものである。		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く）（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号別表 2）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					適用
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	安倍川（曙橋） 藁科川（牧ヶ谷橋） 安倍川（安倍川橋） 興津川（八幡橋）
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	浜川（浜川新橋）
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下	興津川（浦安橋）
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	設定なし	巴川（巴大橋、区境巴川橋、港橋） 丸子川（ぺったん橋）
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	設定なし	なし
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	設定なし	なし
測定方法		規格 12.1 に定める方法（以下省略）	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法（以下省略）	日本産業規格 K0557 A1, A2, A3 又は A4	
（備考） 1 基準値は、日間平均値とする。 2 以下省略。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

（注）基準値は、年間平均値とする。

② 海域（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号別表 2）

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					適 用
		水素イオン 濃度（pH）	化学的 酸素要求 量（COD）	溶存酸素 量（DO）	大腸菌数	n-ヘキサ ン抽出物 質	
A	水産 1 級、水浴、 自然環境保全 及び B 以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出され ないこと。	久能沖、 高松沖、 石部沖
B	水産 2 級、工業 用水及び C の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	設定なし	検出され ないこと。	用宗漁港 中央、 江尻埠頭 沖
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	設定なし	設定なし	なし
測定方法		規格 12.1 に定める 方法（以下 省略）	規格 17 に 定める方 法（但し書 き省略）	規格 32 に 定める方 法（以下省 略）	日本産業 規格 K0557 A1, A2, A3 又は A4	付表 14 に 掲げる方 法	
（備考） 1 基準値は、日間平均値とする。 2 以下省略。							

- （注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及び その塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(3) 水浴場等水質判定基準（湖沼を除く）

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透(1 m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透(1 m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満～50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	規格 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

(4) 静岡市清流条例に関する清流基準

清流条例では、清流として満たすべき水質基準として全有機炭素（TOC）を、またわかりやすい水質に関する基準として、水生生物と魚類を指標とした清流基準を定めています。

① 清流として満たすべき水質基準・・・全有機炭素（TOC）

河 川	基 準 点	清 流 基 準	(参考) 環境基準
		全有機炭素（TOC）	BOD
安倍川	曙橋	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
	安倍川橋	-	2 mg/L 以下
藁科川	牧ヶ谷橋	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
興津川	八幡橋	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下
	浦安橋	-	3 mg/L 以下

② わかりやすい水質に関する基準・・・水生生物及び魚類を指標とした基準

河 川	重点区域 (基準点)	清 流 基 準	
		水生生物に よる水質階級	魚類による水質
安倍川	水源保全区域 (曙橋)	I	アユ、ウグイ、オイカワ、アブラハヤ、タカハヤ、オオヨシノボリ、シマヨシノボリ、ボウズハゼ、アユカケ及び上流部にあってはアマゴが生息できる水質
	水との共生 区域 (安倍川橋)	I	アユ、ウグイ、オイカワ、シマドジョウ、シマヨシノボリ、ボウズハゼ、アユカケ及び河口にあってはシロウオが生息できる水質
藁科川	水源保全区域 (牧ヶ谷橋)	I	アユ、ウグイ、オイカワ、アブラハヤ、シマドジョウ、オオヨシノボリ、シマヨシノボリ、ボウズハゼ、アユカケ及び上流部にあってはアマゴが生息できる水質
興津川	水源保全区域 (八幡橋)	I	アユ、ウグイ、オイカワ、シマドジョウ、シマヨシノボリ、ボウズハゼ、アユカケ及び上流部にあってはアマゴが生息できる水質
	水との共生 区域 (浦安橋)	II	アユ、ウグイ、オイカワ、シマヨシノボリ、ボウズハゼ、アユカケ及び河口にあってはシロウオが生息できる水質

備考 I 上流域の渓流環境

指標生物として、アミカ、ウズムシ、カワゲラ、サワガニ、ナガレトビケラ、ヒラタカゲロウ、ブユ、ヘビトンボ及びヤマトビケラが生息できる水質。

II 栄養塩の流入がある中流域の環境

指標生物として、イシマキガイ、オオシマトビケラ、カワニナ、ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ、スジエビ、ヒラタドロムシ及びヤマトシジミが生息できる水質。



4 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境地域 (平成 24 年 3 月 30 日 静岡市告示第 193 号)

地域の類型		区域の区分		基準値	
	説明	種別	該当区域	昼間	夜間
A	騒音規制法に基づく第 1 種区域並びに騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		
B	騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち A の地域の類型をあてはめる地域以外の地域		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 一部の準工業地域 市街化調整区域（下記第 3 種区域を除く）		
C	騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域	第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（上記第 2 種区域を除く） 一部の市街化調整区域	60 dB 以下	50 dB 以下
		第 4 種区域	工業地域		

(注) 時間帯の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
騒音規制法に基づく区域は、平成 27 年 7 月 2 日 静岡市告示第 526 号により指定されています。

(2) 道路に面する地域における環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

(注) 時間帯の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	
「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル ・ 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル	

(注) 時間帯の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

(4) 新幹線鉄道に係る環境基準

地域の類型	区域又は地域	あてはめる地域	基準値
I	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ 400m 以内の区域（ただし、安倍川の橋りょう部分については別図 2（略）までに表示する区域とし、工業専用地域及び河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び別図 5 に表示する区域を除く。）	70dB 以下
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		75dB 以下

Ⅱ 参考資料

1 単位について

環境に関する調査結果は、その対象物質が微量であるため様々な単位が用いられます。以下によく使われる単位を紹介します。

●濃度を測る場合

ppm	100 万分の 1	$\mu\text{g/mL}$
ppb	10 億分の 1	ng/mL
ppt	1 兆分の 1	pg/mL
ppq	1000 兆分の 1	fg/mL

例えば、東京ドームを水で満たして（約 1 兆グラム）、その中に角砂糖 1 個（1 g）溶かしたときの水 1 cc に含まれる砂糖の濃度が 1 ppt（1 pg/mL）に相当します。

●重さを測る場合

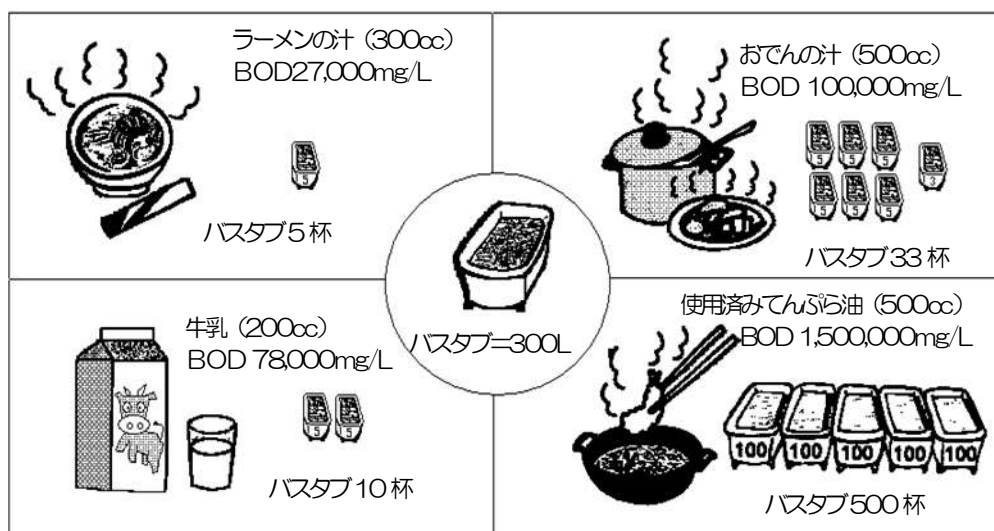
μg	マイクログラム	100 万分の 1 グラム
ng	ナノグラム	10 億分の 1 グラム
pg	ピコグラム	1 兆分の 1 グラム
fg	フェムトグラム	1000 兆分の 1 グラム

TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の毒性の評価を表すときに用い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の強さを換算した単位のことです。

2 魚がすめる川にするには・・・

汚れた水を、魚（アユ等）がすみやすいとされる水質（BOD 5 mg/L 以下）にするためには、きれいな水がこんなに必要になります。



3 水生生物調査（水生生物による水質判定）

川の生物は、水に溶けている酸素の量（溶存酸素）と深い関係にあります。汚れている川では有機物の分解に酸素が多く使われるため、溶存酸素は少なくなります。溶存酸素が少なくなると、きれいな水にすむ生物はすめなくなり、汚れに強い生物が多く見られるようになります。このように、川にすむ生物を調べることにより、その川の水質などがわかります。このように川の状態を示す生物を「指標生物」といいます。

○きれいな水（Ⅰ）の指標生物・・・カワゲラ、ヒラタカゲロウ、ブユ、サワガニなど

○ややきれいな水（Ⅱ）の指標生物・・・ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワニナなど

○きたない水（Ⅲ）の指標生物・・・ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ、ヒルなど

○大変きたない水（Ⅳ）の指標生物・・・セスジユスリカ、アメリカザリガニなど

4 音の大きさの例

120dB	飛行機のエンジン近く
110dB	自動車のクラクション（前方 2m）
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	騒々しい工場の中、大声による独唱
80dB	地下鉄・電車の車内、楽器演奏
70dB	騒々しい事務所・街頭
60dB	時速 40 キロで走行する車の中
50dB	静かな事務所内
40dB	図書館内、市内の深夜
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方 1 m）

5 第3次静岡市環境基本計画の指標について

第3次静岡市環境基本計画について

2030年度
目指す姿

人と自然が共生し、将来にわたり
豊かな営みを続けられるまちの実現

取組方針1

経済・社会・環境の三側面の
好循環を生み出す地域脱炭素
の基盤整備を進めます

【環境目標】
01 省エネルギーの推進
02 再生可能エネルギーの拡大
03 エネルギーの高度利用化
04 気候変動への適応

取組方針2

循環型社会を目指した
廃棄物政策を推進します

【環境目標】
05 廃棄物の減量に向けた協働の
推進
06 安定的な廃棄物処理体制の確保

取組方針3

生物多様性への
理解・浸透を図り、
保全・再生を拡大します

【環境目標】
07 人と生きものが共生するまちづくり
08 自然を身近に感じ、親しむまちづくり
09 環境への関心・関与を継続する
まちづくり
10 生物多様性に配慮したまちづくり

取組方針4

住み良さを実感できる
生活環境をつくります

【環境目標】
11 安心安全な生活環境の確保と充実
12 良質な水環境の保全
13 緑あふれる美しいまちの創出
14 歴史・文化とふれあう機会の充実

取組方針5

環境教育を通じて、
環境活動の輪を広げます

【環境目標】
15 環境教育の活動支援と次の担い手
の育成
16 各主体の連携・協働の創出・強化

2023年度(令和5年度) 環境指標の進捗状況(新指標)

◎…達成(最終目標) ○…達成見込み
△…要調整 ×…達成困難 ー…中止

分野	No.	指標	基準値 (2021年度)	中間目標 (2026年度)	最終目標 (2030年度)	2023年度		備考 (評価理由、増減要因、今後の方向性など)
						現状値	達成 状況	
取組方針1	①	温室効果ガス排出量の削減率(2013年度比)	14.6% (2020年度実績)	26.0%	51.0%	9.6% (2021年度実績)	○	【増減要因】 産業部門、民生部門からの温室効果ガス排出量が前年度比で大きく増加した。 一方で廃棄物部門からの温室効果ガス排出量は減少した。
	②	市内の電力消費量に対する市内の再生可能エネルギーの発電量の割合	24.2%	33.0%	50.0%	25.3%	○	【評価理由】 太陽光発電の増加に伴い、市内の電力消費量に対する再生可能エネルギーの割合も増加した。
	③	次世代自動車(EV・PHV・FCV)の普及台数	2,054台	24,000台	78,000台	調査中	-	【算出データについて】 EV、PHVについては、「静岡県自動車保有台数調査」を参考に算出している。 前年度年度の次年度9月期に公表予定 内訳:EV-台、PHV-台、FCV 5台(合計-台)
	④	市民の気候変動への「適応策」の認知度	25.3%	32.0%	40.0%	27.0%	○	【今後の方向性】 熱中症予防を含む気候変動への適応策をイベントを利用し普及啓発していく。 【評価について】 イベント来場者を対象にアンケート調査を実施したため、年代、世帯構成など、対象に大きな差異がある。
取組方針2	①	一人1日当たりのごみ総排出量	928g/人・日 (2019年)	836g/人・日	783g/人・日	842g/人・日	○	【評価理由】 事業ごみはほぼ前年並みであったが、家庭ごみについては前年比▲4.7%と減量が進み目標を達成した。
	②	一人1日当たりの家庭ごみ総排出量	661g/人・日 (2019年)	590g/人・日	549g/人・日	596g/人・日	○	【評価理由】 家庭ごみについて、前年比▲4.7%と減量が進み目標を達成した。
	③	事業系ごみの総排出量(総量)	68,272t	60,017t	55,300t	61,029t	○	【評価理由】 事業系ごみについてはほぼ前年並みの結果となったが、コロナ禍前(R1)と比較すると大きく事業ごみは減少しており(R1:71,246t→R5:61,029t(R1年度比▲14.3%))、目標を達成できたものの、今後、リサイクルによるごみ増加が見込まれるため、より一層の事業系ごみの減量施策を実施していく。
取組方針3	①	南アルプスの主要地域の高山植物種数	37種 (2022年)	37種	37種	38種	◎	【今後の方向性】 ニホンジカの採食圧から植物を保護し、回復させるため、植物の生育状況を踏まえ、植生保護柵(防鹿柵)を設置し、適切に管理することで、生態系が維持されている。引き続き適切に管理することで植生を維持していく。
	②	竹破碎機の延べ貸出回数	76回 (2019-2021年平均)	80回	80回	63回	△	【今後の方向性】 破砕機の老朽化による故障の頻発等により、貸出需要が多いにも関わらず、貸し出すことができず、目標貸出回数に至らなかった。令和6年度には2台の破砕機を更新し、団体の需要に応える。
	③	河川環境アドプトプログラムの登録団体の延べ活動回数	69回 (2019-2021年平均)	100回	100回	50回	△	【今後の方向性】 令和4年度の台風15号による工事等の影響のため、活動を実施できていなかった団体がある。令和6年度以降は、河川環境アドプトプログラムについて広く周知するとともに、活動を停止していた団体の活動回数増加を促していく。
	④	水生生物調査(水のおまわりさん)の参加者数	1,177名 (2019-2021年平均)	1,200名	1,200名	977名	○	【今後の方向性】 基準値と比較し、参加団体数、延べ調査回数が減少傾向にある。より関心を高めるために、報告された内容を河川ごとにまとめ、毎年の変化を比較する等データの活用方法の検討を行っている。
取組方針4	①	事業者の公害法令順守率	91.8%	92.4%	93.0%	95.5%	◎	【今後の方向性】 最終的には「法令順守率100%」の達成を目指しているが、対事業者への順守指導であり100%の達成は困難なため、今後も改善指導・改善確認を継続し、法令順守率の向上を目指した取組を行っている。
	②	生活排水処理率	86.4%	90.1%	92.6%	88.8%	○	【評価理由】 生活排水処理率は、令和4年度88.2%から令和5年度88.8%に増加し、令和5年度計画(87.9%)比でも順調に進んでいることから、目標達成見込みとしている。
	③	市民一人当たりの都市公園面積(都市計画区域)	7.0㎡	7.2㎡	7.4㎡	7.3㎡	○	【今後の方向性】 最終目標の達成に向けた取組を継続するとともに、既存の公園・緑地のさらなる利活用を推進するなど、質を高める取組も検討する。
	④	静岡市は歴史・伝統文化や地域の魅力が感じられるまちだと思う人の割合	58.9% (2022年)	66.0%	70.0%	-	○	【今後の方向性】 現在、令和7年度からの施行を目指し、「静岡市文化財保存活用地域計画」の策定を進めている。当該計画に基づき文化財の保存と活用を推進することにより、指標の目標値の達成を目指す。
取組方針5	①	ウェブサイト「しぜんたんけんてちよう」の閲覧数	53,257件 (2021年)	63,000件	71,000件	81,466件	◎	【評価理由】 ①各種イベント、チラシ・パンフレット等でしぜんたんけんてちようを紹介したこと、 ②環境学習ガイドブックを新設して行政等が実施する環境学習の講座を集約し、それに併せてユニバーサル周知のプレゼントキャンペーンを実施したこと、③イベント等の記事掲載が903件とR4年度の156件より大幅に増加したこと等から閲覧数の増加に繋がった。
	②	環境学習指導員派遣事業の派遣人数	188人	220人	220人	198人	○	【評価理由】 申請者の大半を占めることも園や小学校で、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が流行した影響により、年度後半の申請件数に伸び悩みはあったが、最終目標値の9割は達成したため。
	③	環境に関するボランティア活動参加割合	26.2% (2022年)	26.6%	27.0%	27.5%	◎	【評価理由】 令和5年度「市民意識調査」より、この1年間に環境に関するボランティア活動(清掃活動・環境保護活動)に参加したかという問いに、よく参加している(年4回以上)、ときどき参加している(年1〜3回)と答えた人の割合が、最終目標を達成したため。

6 第3次静岡市地球温暖化対策実行計画の指標について

第3次静岡市地球温暖化対策実行計画について

基本方針

経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す
地域脱炭素の基盤整備を進めます

取組方針1

省エネルギーの推進

取組方針2

再生可能エネルギーの
拡大

取組方針3

エネルギーの高度利用化

取組方針4

気候変動に適応した
対策の推進

令和5年度 指標の進捗状況

◎…達成(R12年度目標) ○…達成見込み
△…要調整 ×…達成困難 ……中止

目標	No.	指標	基準値 (R3)	最終目標 (R12)	令和5年度		備考 (増減要因、今後の方向性など)
					現状値	達成 状況	
省取組 方針① 省エ ネルギーの 推進	1	省エネルギーに取り組む市民の割合	65.2%	80.0%	72.0%	○	省エネに取り組む市民の割合は増加の傾向にあるため、今後も継続して普及啓発等事業を実施していく。
	2	TCFD提言に沿った非財務情報の開示企業	2社	50社	5社	○	(今後の方向性) 市内でTCFD開示に取り組むモデル企業を伴走支援するとともに、TCFDを普及啓発するセミナー等を開催し市内企業の脱炭素経営への転換を促していく。
	3	一人1日当たりのごみ総排出量	872 g/人・日	783 g/人・日	842g/人日	○	新型コロナウイルスの収束により、事業活動が活発化し、たものの、生活様式の変更などの影響もあり、削減傾向にある。 家庭ごみの有料化の検討やプラ分別によるリサイクルの促進などをとおし、目標値の達成に向けて更に取り組む。
再生取組 方針② 再生可 能エネ ルギーの 拡大	4	市内の電力消費量に対する市内の再生可能エネルギーの発電量の割合	24.2%	50.0%	25.3%	○	太陽光発電の増加に伴い、市内の電力消費量に対する再生可能エネルギーの割合も増加した。
	5	地域に有益な再生可能エネルギー導入プロジェクト数	—	10件	1件	○	木質バイオマス発電に関し「静岡市農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画」を令和6年1月に策定した。地域資源である再生可能エネルギー源(木質バイオマス発電等)の有効活用を通じ、農林業の活性化にも繋げていく。
工取組 方針③ エネ ルギーの 高度利用 化	6	脱炭素先行地域の着実な整備	—	3エリア	1エリア	○	令和5年度に清水駅東口エリアの整備が完了し令和6年度以降順次電力供給を予定している。同エリアでは今後地域づくりに伴う太陽光発電設備の増強も検討している。
	7	EV・PHV・FCVの普及台数	2,054台	78,000台	調査中	0.0%	EV、PHVについては、「静岡県自動車保有台数調査」を参考に算出 ※調査年度の次年度9月末に公表予定
	8	水素ステーションの設置数	1箇所	3箇所	1箇所	○	市内水素ステーション2箇所目を建設中 今年度3月に供用開始予定
気取組 変 方針④ 候変 動に 適 応 し た 対 策 の 推 進	9	市民の気候変動への「適応策」認知度	25.3%	40.0%	27.0%	○	イベント来場者を対象にアンケート調査を実施したため、年代、世帯構成等など、対象に大きな差異がある。
	10	環境に関するボランティア活動参加割合	26.2%	27.0%	27.5%	◎	【評価理由】 すでに令和12年度の目標値を達成しているため。
	11	都市計画区域内における都市公園の都市計画人口一人当たりの面積	7.0 m ² /人	7.4 m ² /人	7.3m ² /人	○	経年目標について、現在見直し中の「静岡市みどりの基本計画」における方針に合わせて更新予定。

7 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版） 評価指標について

【凡例】◎：達成(R4 目標年度) ○：達成見込み △：要調整 ×：達成困難 —：中止

基本方針の柱	評価指標・令和4年度目標値	進捗状況			
		元年度	2年度	3年度	4年度
自然環境の保全	ライチョウが市内に生息している人の割合（★） 37%（平成30年度） → 45%	54%	56%	59%	47%
		○	○	○	◎
	南アルプス主要地域の高山植物種数 15種（平成25年度） → 15種	13種(33種)	13種(33種)	13種(33種)	13種(37種)
		○	○	○	◎
調査と教育	南アルプスモニタリング調査の実施と公表 （生活環境、自然環境、学術的調査・教育、社会状況） 毎年度実施と公表	実施 公表	実施 公表	実施 公表	実施 公表
		○	○	○	◎
	南アルプスユネスコエコパーク出前授業受講児童（井川自然の家利用児童、その他児童） 及び市政出前講座受講者の「南アルプスの自然を守っていきたい」と思う人の割合 毎年度95%以上	99%	99%	97%	95%
		○	○	○	◎
地域の持続的な発展	市が地域住民・団体と協働実施した事業及び 地域主催の地域振興事業 21事業（平成30年度） → 23事業	21事業	8事業	12事業	15事業
		○	△	△	×
	井川地域内施設入込客数 158.5千人（平成29年度） → 170.0千人	155.4千人	82.6千人	79.6千人	105.7千人
		△	△	△	×
本則の継承 と理念の 管理運営	南アルプスユネスコエコパークの認知度（★） 47%（平成30年度） → 54%	51%	60%	60%	48%
		○	○	○	×

※★印は令和4年度に市政アンケートモニター調査により把握する指標。令和元年度については、各種イベント等でのアンケート結果を参考数値として記載。

※高山植物種数（ ）内数は確認された全ての高山植物種数。基準年度に確認された15種から同調査区域において大幅に種数が増加していることを考慮し評価した。

Ⅲ 用語集

BOD（生物化学的酸素要求量）・**水質汚濁物質** 参照

COD簡易水質検査キット

水質の指標となるCOD（水質汚濁物質 参照）を測定する検査キットで、チューブ内の酸化剤（過マンガン酸カリウム）が水に溶けるとピンク色になり、有機物に反応すると緑色、さらに反応が進むと無色となる。色の変化により水質を測定することができる。

COP Conference of the Parties to the Convention
国連気候変動枠組条約の締約国会議

ISO14001 International Organization for Standardization
環境マネジメントシステム（環境管理のためのしくみ）に関する国際標準規格。

PM2.5・**微小粒子状物質** 参照

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）

毎年、どんな化学物質が、どこから、どれだけ排出または移動しているか知るための仕組み。化学物質の排出または移動に関する情報を国が1年ごとまとめて公表する制度。

悪臭

・**臭気指数**

人間の鼻で臭いを嗅ぐ官能試験法という方法により、採取した空気は無臭空気で薄めたときの希釈倍率を指数化した数値。平成20年度より市内全域を規制地域としている。

・**特定悪臭物質**

悪臭防止法により、次の22物質が指定されている。物質ごとに規制値が定められており、現在静岡県内の一部の地域が規制地域となっている。

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、イソブタノール、ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸。

アジェンダ21

21世紀に向け社会的・経済的・環境的に持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画。地方自治体のローカル・アジェンダ21の策定についても言及している。

アスベスト（石綿）

天然繊維状鉱石で、肺に吸入されると、石綿肺（アスベストosis）と呼ばれる肺繊維症や肺がん、肺膜・腹膜などの悪性中皮腫の原因となる。

アドプトプログラム

1985年にアメリカテキサス州で道路の散乱ごみ対策の新しい取組として始められた道路と「縁組」というユニークな取組は、自分たちの生活空間を快適にしたいという住民たちの間で広く普及し、瞬く間に全米に広がった。「アドプト ア ハイウエー」、「アドプト ア リバー」などいろいろなものが縁組の対象となっている。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄酸化物とは、主として二酸化硫黄（SO₂）のことをいい、重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生する。呼吸器を刺激し気管支炎などを起こしたり、植物に影響を与えたりするほか、酸性雨の原因物質とされている。

雨水浸透施設

雨水の河川流出の抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、雨水の一部を地下へ浸透させることを可能にした道路等の舗装や雨水浸透ますなど。

エコアクション21

中小事業者等の環境への取組を支援するとともに、その取組を効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量等を把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクル等に取り組むことが規定されている。

エコツーリズム

自然や文化などの環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。環境と経済の好循環をもたらす取組として注目されている。

エコマーク

紙ごみを再生使用したトイレットペーパーやフロンガスを使用しないスプレーなど、環境にやさしい商品につけられるマーク。

エコロジカルフットプリント

ある地域の人々が継続的に生活していくために必要とする生態学的な生産力のある土地・水域の面積で表わされるのが一般的。例えば、エネルギーや物質の消費を、木材の供給やCO₂の吸収を行う森林、農作物を供給する農地、海産物を供給する水域などの面積に換算する。

塩水化（地下水の塩水化）

海岸の帯水層において、地下水の揚水による地下水の水位低下が原因となって淡水帯水層中へ海水が浸入する現象。

オゾン

酸素原子3個からなる気体分子（O₃）。

地上付近で0.1ppm～0.3ppmになると光化学スモッグを引き起こす。一方、地表10～50kmの成層圏に多く存在し、特に高濃度で存在するオゾン層（地表20～30km）は生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。

近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊（[地球環境問題参照](#)）が問題となっている。

温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは水蒸気、二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素、オゾンがある。

カーボンオフセット

人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業などによって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称である。発生してしまった二酸化炭素の量を何らかの方法で相殺し、二酸化炭素の排出を実質ゼロに近づけようという発想がこれら活動の根底には存在する。「カーボンオフセット」という用語も「二酸化炭素（カーボンダイオキサイド：carbon dioxide）を相殺する（オフセット：offset）」に由来している。

カーボン・ニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられる。このように、化石燃料の代わりにバイオマスエネルギーの利用はカーボン・ニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。また、二酸化炭素排出量を削減するための植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できることもカーボン・ニュートラルと呼ぶことがある。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある大規模な開発事業等を実施する際に、事業者自らが環境への影響をあらかじめ調査、予測、評価し、その結果を公表して地域住民や関係自治体等からの意見を聴き、環境配慮を行う一連の手續の総称。

環境カウンセラー

国の制度で、自らの知識や経験を活用して助言などを行おうとする人のうち、一定の要件を満たす人を登録、公表し、市民や事業者の環境保全活動に資するもの。

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地下水の汚染、騒音及びダイオキシン類について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準。環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により国が定めている。

環境基本計画（国）

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めているもので、第一次計画からちょうど30年の節目となる2024（令和6）年5月、第六次環境基本計画が定められた。第六次計画では、「現在および将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目的に掲げた、という点が大きな特徴で、現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環型共生社会」の実現を打ち出している。

環境基本法

都市・生活公害や身近な自然の減少、さらには地球環境問題の進行に対応するため、「公害対策基本法（1967（昭和42）年制定）」を発展的に継承し、環境に関する分野についての国の施策の基本的な方向を示す法律として制定された。環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築等及び国際的な協調による地球環境保全の積極的推進を定めている。（1993（平成5）年11月19日公布）

環境指標

環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測るものさし。

環境への負荷

人間の生活や産業活動により環境に与える悪影響。

環境マネジメントシステム（ISO14001）

EMS（Environmental Management System）の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みを指す。ISO14001は、環境マネジメントシステムに関する国際標準規格である。

揮発性有機化合物（VOC）・水質関係は水質汚濁物質 参照

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因のひとつとなっている。

京都議定書

2008年から2012年までの間に先進国全体で6種類の温室効果ガスの5%削減（1990年比）を義務付けるもの。国際的に協調して約束を達成するための仕組みとして、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムを導入している。

グリーン購入（調達）、グリーンコンシューマー

古紙使用のトイレットペーパーや文房具、詰替洗剤やシャンプー、省エネルギー設計の電化製品など、環境に与える影響のできるだけ少ない商品を選んで優先的に購入すること、また、購入する消費者（日常の買物で環境のことを考えて商品やお店を選んでいる人、日々の生活を人と地球が共に健やかに生きることができるよう考えている人）のこと。

平成8年には市民団体、企業、自治体で構成される「グリーン購入ネットワーク（GPN）」が発足し、情報提供等を行っている。

グリーン購入法

平成12年5月31日に公布された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成13年4月1日全面施行）。国等の公的機関が率先して環境物品等（商品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進し、持続的な発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

グリーン電力

風力、太陽、バイオマス、水力など、温室効果ガスや有害ガスの排出が少なく、環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気、またはそのような電気を選んで購入できるプログラムのこと。

公害

事業活動等の人の活動により、広範囲にわたって不特定多数の人の健康や生活環境に被害を及ぼすもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭が典型の公害といわれる。今日では、工場等が原因者であった従来の産業型公害から市民生活に起因する都市・生活型公害へと変化している。

・交通公害

主要道路沿線における自動車排気ガス・騒音、鉄道沿線における騒音・振動のこと。

・近隣騒音

騒音のうち、工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道以外の飲食店や深夜営業、拡声器、家庭からの楽器・家電製品の音、ペットの鳴き声などを指す。

・生活排水

洗濯、調理、入浴等の日常生活から排出される排水のことをいう。

都市河川の汚れの約 7 割は生活排水によるといわれており、下水道整備や合併処理浄化槽普及等の対策のほか啓発事業による生活排水流入防止策がとられている。

光化学オキシダント、光化学スモッグ

自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾン等の酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。スモッグ (Smog) とは煙 (Smoke) と霧 (fog) の合成語。

国立公園

日本を代表する傑出した自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため、自然公園法 (1957) に基づき環境大臣が指定する (法第 5 条)。自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されており、また、自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されている。

産業廃棄物

工場・事業場等の事業活動によって発生する廃棄物のうち、量的質的な観点から、市町村で適正な処理が困難と考えられる建築廃材、廃油、廃プラスチック等の法令で定められた 20 種類の廃棄物。

酸性雨 ・ ・ 地球環境問題 参照

静岡市環境基本条例

現在及び将来のすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の創造に資することを目的に制定。平成 16 年 4 月 1 日から施行。第 12 条では、年次報告書の作成及び公表が義務付けられている。

自然公園法

国立公園法（１９３１）を抜本的に改正し、１９５７年に制定された。優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の３種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定している。環境省の所管。

持続可能な発展

国連環境計画（UNEP）のもとで「環境と開発に関する世界委員会」が発足し、その報告書「我ら共有の未来」の中で中心的な考え方として挙げられた「Sustainable Development」を訳したもの。「持続可能な開発」ともいう。一般には、将来世代の必要を満たす十分な環境資源を保ちながら、現世代での最大利益を得るということを意味する。

自動車騒音の限度

騒音規制法に基づき区域ごとに定められる自動車騒音の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認める場合は、車両の通行禁止、速度の制限、徐行等の措置を講ずるよう公安委員会等に要請することができる。

臭気指数・・悪臭 参照

循環型社会

日々の活動において再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへと変換していくシステムを持つ経済社会。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」（１９９７）で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。２００２年の同法改正により、新たに食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」と雪や氷を活用する「雪氷冷熱」の２つが加えられたとともに、廃プラによる廃棄物発電は対象から外された。また、新エネルギーの利用等の促進に最大限の努力を行うことにより、エネルギー供給に占める新エネルギーの割合を３％程度（１９９６年度実績１．１％）まで高めることを目標としている。

森林の公益的機能

森林は次のような公益的機能を有しているが、近年は林業不振による森林荒廃のため、その機能が損なわれることが懸念されている。

木材生産機能、国土保全機能、水源涵養機能、大気浄化機能、気候緩和機能、生物生息機能、保健休養機能等

水質汚濁物質

次の物質について水質汚濁物質として政令により環境基準等が定められている。

＜生活環境項目＞

- 水素イオン濃度（pH）

河川及び海域での水質判定項目となっている。7が中性、7を超えるものがアルカリ性、7未満のものが酸性と定義されている。

- 化学的酸素要求量（COD）Chemical Oxygen Demand

海水や湖沼の汚濁の程度を示す。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

- 生物化学的酸素要求量（BOD）Biochemical Oxygen Demand

河川水や排水の汚濁の程度を示す。水中の微生物により有機物が分解されるときに消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

- 浮遊物質（SS）Suspended Solid

水中に浮遊している不溶性の物質

- 溶存酸素量（DO）Dissolved Oxygen

水中に溶け込んでいる酸素の量。汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存酸素量は少なくなり、逆に清浄な水ほど溶存酸素量が多い。水温が急激に上昇したときには減少する。

- 大腸菌数

大腸菌は、人や動物の腸内に存在する細菌の一種。大腸菌が検出された場合、その水がふん便で汚染されているおそれがある。

これまで、環境基準では「大腸菌群数」の基準が定められていたが、令和4年4月1日から「大腸菌数」に改正された。また、令和7年4月1日には水質汚濁防止法に基づく排水基準も同様の改正が施行される予定である。

- n-ヘキサン抽出物質

n-ヘキサンにより抽出される物質のことで、油分等がこれにあたる。

＜健康項目＞

- カドミウム（Cd）

イタイイタイ病の原因物質。めっき工場や電気機器工場で電解液として用いられる。体内に摂取されると肝臓の機能障害が現れ、次いでカルシウム不均衡による骨軟化症を起こす。

- シアン

青酸カリ等で知られる化合物をつくり、これらは一般に極めて強い神経毒性を持つ。めっき工場や製鉄所、鉱山等で使用される。

- 鉛（Pb）

化学的に耐久性が高く細工が容易であるため、水道管等に広く用いられているほか、その化合物は顔料、塗料、鉛ガラスの製造、鉛蓄電池等に使用される。少量の鉛を長期間持続的に摂取することにより鉛中毒を起こす。

- 六価クロム（Cr⁶⁺）

金属クロムは極めて安定な金属で、日用品等に広く利用される。三価クロムは比較的毒性が低いのが、六価クロムは極めて有毒な物質である。

- ヒ素（As）

鉱工業の副産物として得られ、化合物は強い毒性をもつ。体内に入ると排出されにくく、少量ずつ長期にわたって摂取すると慢性中毒を起こす。

- 水銀（Hg）

水銀は常温で液体の金属であり、温度計、アルカリ乾電池、蛍光灯等に利用される。一方、有機水銀であるアルキル水銀は有毒で、人体に蓄積されると神経系統が冒され、水俣病の原因物質として知られる。

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）polychlorobiphenyl

塩素を含んだ合成油の一種で、塩素数により数種類ある。いずれも化学的に安定で熱媒体、絶縁油、ノンカーボン用紙などに利用されていた。人体に蓄積され毒性が強いため、原則として使用が禁止された。

- **揮発性有機化合物（VOC）**

揮発性有機化合物のうちジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンが健康項目として水質汚濁に係る環境基準が定められている。洗浄剤や脱脂剤等として使用される。

- **チウラム**

ゴム加硫や殺菌に用いられるが比較的不安定で毒性が強い。

- **シマジン**

除草剤等農薬として用いられ、極めて強い毒性を持つ。

- **チオベンカルブ**

除草剤等農薬として用いられ、極めて強い毒性を持つ。

- **ベンゼン**

溶媒や各種化学物質の原料として広く使用されるが、中枢神経や血液に作用するほか発ガン性を持つ。

- **セレン（Se）**

ミネラルの中の必須微量元素のひとつであるが、多量摂取すると嘔吐などの症状を引き起こす。

- **硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素**

水や土壌中の有機物分解により生成したアンモニウム塩が酸化された最終生成物。

- **フッ素（F）**

フッ素は、少量でも虫歯予防の効果があるが、多量になると中枢神経障害を起こす事が知られている。

- **ホウ素（B）**

植物、動物の必須元素である。化合物は、メッキ工場・印刷工場等で使用されており、胃腸障害・中枢神経症状等の中毒症状を起こす。

<要監視項目>

次の物質が要監視項目（知見を集積すべき項目）として指定されている。

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、^{パラ}-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IPP)、クロロニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)、フェノール、ホルムアルデヒド、4-*tert*-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系（システム）。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの地球上の豊かな生物種の多様性と、

その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念。地球上に生物が誕生し、その生物の進化に伴って増してきた多様性が、人間活動によって失われてきている。これに対応するものとして「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や「生物多様性に関する条約」などが締結されている。

ダイオキシン類

2,3,7,8-TCDD に代表されるダイオキシン類は200種類以上もあるといわれ、主に廃棄物等の焼却により生成され、人工物質の中で1番毒性が強いのもこの仲間とされる。酸などに反応せず、水には溶けにくく油には溶けやすい性質を持ち、動物実験では、急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対する発ガン性や催奇形性が疑われている。

大気汚染物質

次の物質について大気汚染物質として政令により環境基準等が定められている。

- **一酸化炭素（CO） Carbon Monoxide**
石油や石炭などの炭素を含んだものが不完全燃焼することにより発生する。無色無臭の気体であるが、血液中で容易にヘモクロビンと結合し人体に悪影響を及ぼす。
- **二酸化硫黄（SO₂） Sulfur Dioxide**
石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生し、呼吸器へ悪影響を及ぼす。四日市ぜん息の原因となった。
- **窒素酸化物（NO_x） Nitrogen Oxide**
石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料及び空気中の窒素の燃焼により発生し、呼吸器へ悪影響を及ぼす。都市部では特にディーゼル車の排気ガスによる窒素酸化物汚染が問題となっている。
- **浮遊粒子状物質（SPM） Suspended Particulate Matter**
大気中の粒子状物質のうち、粒径 0.01 mm以下のもの。呼吸器へ悪影響を及ぼすが、発生源は工場等の事業活動や自動車走行によるもののほか、風の巻き上げなど自然現象によるものもある。
- **微小粒子状物質（PM_{2.5}） Particulate Matter 2.5**
浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り出される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。
- **光化学オキシダント（O_x） Photochemical Oxidant**
大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。
「環境基本法」に基づき、光化学オキシダントは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質と並んで大気汚染による環境基準が設けられており、1時間値が 0.06ppm 以下とされている。
- **炭化水素類（HC） Hydrocarbons**
炭素と水素からなる化合物の総称。炭化水素の人為発生源としては、塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングに使われる溶剤などに由来するものの他、自動車の排気ガスからも排出される。
- **有害大気汚染物質**
低濃度であっても長期的な摂取により健康影響を生ずるおそれのある物質をい

い、該当する可能性のある物質として248種類、そのうち特に優先的に取り組むべき物質（優先取組物質）として、次の23種類がリストアップされている。

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン※、水銀及びその化合物、ダイオキシン類※、テトラクロロエチレン※、トリクロロエチレン※、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゼン※、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物、六価クロム化合物、塩化メチル、クロム及び三価クロム化合物、トルエン（※は環境基準が設定されている）。

地球温暖化防止月間

地球温暖化防止京都会議（COP3（third session of the conference of the parties））を契機に、平成10年から12月を地球温暖化防止月間として指定した。地球温暖化防止に向けた動きを、行政、事業者、国民一体となって推進し、国民運動としてより発展させるため、普及啓発事業を始め、様々な取組を展開している。

地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国も含めた国際的な取組（政府開発援助等）が必要とされる開発途上国における環境問題をいう。

代表的な地球環境問題は、次のとおり。

・地球温暖化

二酸化炭素やメタンなど、人の活動に伴って排出される温室効果ガスの大気中濃度が増加することにより、地球の平均気温が上昇する現象。その影響は気温の変化に留まらず、地球規模での気候変動、海面の上昇、農作物への影響、疫病の流行等が指摘されている。

・オゾン層破壊

太陽光の中に含まれる有害な紫外線を吸収する大気中のオゾン層は、冷媒や洗剤等に使われるフロンなどの物質により破壊される。オゾン層が1%減少すると皮膚がんが約2%、白内障が0.6～0.8%増えるといわれている。

・酸性雨

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が雨の中に取り込まれると、酸性の強い雨・霧となる。一般にはpH5.6以下のものを酸性雨という。北米やヨーロッパでは、酸性雨による森林の枯死や湖沼からの魚の死滅などが問題となっており、日本においても関東でのスギの先枯れやコンクリートつらら等が酸性雨の影響と考えられている。

・砂漠化

乾燥、半乾燥及び乾燥半湿潤地域における様々な要因に起因する土地の劣化。砂漠化の原因として、旱魃（かんばつ）などの自然的原因と家畜の行き過ぎた放牧、土地の能力を無視した耕作、薪炭材の過剰採取等の人間活動によるもの等がある。

・野生生物の種の減少

国内では34,975種の生息が確認されているが、そのうち22種はニホンオオカミなどすでに絶滅したと考えられる絶滅種で、イリオモテヤマネコやイヌワシなどの絶滅の危機に瀕している絶滅危惧種は110種となっている。国内で保護・増殖対策が進められているほか、国際的にも「生物多様性条約」や「ワシントン条約」の締結など対策がとられている。

・熱帯林の減少

熱帯林は地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の吸収源であるばかりでなく、地球上の生物種の50～60%が存在するなど、生物多様性の保全のためにもきわめて重要である。しかし、過剰な焼畑耕作や薪炭材の採取、不適切な商業伐採などにより毎年日本の国土面積の約4割に相当する熱帯林が減少している。国際熱帯木材機関（ITTO）や国連食糧農業機関（FAO）等による取組が進められている。

・有害廃棄物の越境問題

先進国から途上国へ有害廃棄物を不適切に輸出することにより輸入国の環境に悪影響が生じる。この対策にバーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）が締結されている。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、地域でとれた生産物をその地域で消費すること。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

等価騒音レベル (LAeq)

Equivalent continuous A-weighted sound pressure Level

変動する騒音に対する評価量の1つで、騒音レベルが時間とともに変動する場合、測定時間内でこれと等しい自乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル。単位はデシベル、記号はdB。

燃料電池自動車

発電装置として燃料電池を搭載した電気自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を科学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン（燃料として水素を使う場合、排出されるのは水のみ）である。燃料としては、水素そのものの形で自動車に充填する方法と、天然ガス、メタノール、ガソリンなどの形で充填し、それを改善して水素を発生させる方法がある。

バイオディーゼル

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。軽油車に改造なしで給油でき、排ガス放出量、即ち二酸化炭素の排出を大幅に削減することができるため、地球温暖化防止に役立つ。また、植物性の廃食油を使うので廃棄物リサイクルになり、地域循環型社会の構築に貢献できる。低コスト、保管しやすい利点がある。今、日本全国ではバイオディーゼル燃料とするバイオディーゼルバスが広がりつつある。

白色度

紙の白さの程度の指標として用いられ、数字が高いほど白い。白色度を高めれば漂白剤やエネルギーが多く必要となり、環境への負荷が大きくなる。

パリ協定

地球温暖化対策を国際的に進めるために作られた取り決め（条約）であり、2015年12月にCOP21で採択された。京都議定書以来18年ぶりの合意であり、すべての国が参画し、工業化前と比べて世界の平均気温の上昇を2℃以下の水準に抑制し、1.5℃以内に抑えるよう努めるという長期目標を掲げている。

フロン

フロンとは、フッ素を含む炭化水素の総称である。これらは、無害で安定した物質で冷媒、洗剤、発泡剤などに使われるが、大気中に放出するとオゾン層の破壊や温暖化の原因となる。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン、特定フロン類）は、モントリオール議定書によって、既に1995年末で製造が全廃されているほか、その代替品でオゾン層破壊効果が少ないHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）についても、2020年までに製造を廃止することとされている。また、HFC（ハイドロフルオロカーボン）は、オゾン層の破壊には寄与しないが、CFC、HCFCと同様、地球温暖化の原因となる温室効果ガスである。HCFC、HFCは代替フロンともいわれる。

メガソーラー

出力1,000キロワット（＝1メガワット）程度以上の規模を有する太陽光発電システムのこと。

リサイクル

資源の再生利用。資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料とし、再生して利用すること（資源リサイクル）。特に、まだ使える製品を他人に提供すること等によりそのまま再使用することを「リユース」ということがある。

ワークショップ

地域コミュニティの諸課題を協力して解決し、計画作りなどを進めていくもので、価値観の異なる人々が共同してよりよいものを計画していくシステムとして、1960年代アメリカで発案された。

